

法曹養成制度改革は司法の発展に貢献するか¹

～法科大学院における生産関数の推計を通じて～

大阪大学 山内直人研究会 教育分科会

赤木 彩華
中村 洋貴
赤木 祐介
寺川 耕平
森田 整
結城 典子

2008年12月

¹ 本稿は、2008年12月20日、21日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2008」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、山内直人教授（大阪大学）をはじめ、多くの方々から有益かつ熱心なコメントを頂戴した。また、各法科大学院教務係からは貴重なデータを提出していただいた。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

司法制度改革の中で設立された法科大学院は、今年で5年目を迎えることになった。国は法科大学院を「法曹養成のための中核的な教育機関」と位置づけ、修了者の7～8割ほどの者が新司法試験に合格できるよう充実した教育を行うべきであるとしている。これを受けて、各法科大学院では質量ともに豊かな法曹を社会に輩出するため、少人数教育や理論と実務の架け橋を強く意識した実務家教員による教育などが行われている。

しかしながら、現在まで計3回実施された新司法試験の合格者数はいずれも当初の予定を大きく下回ったことや、合格率が著しく低い法科大学院が数多く存在することから、法科大学院の教育能力に疑問を持たざるを得ない状況となった。それにも関わらず、これまで法科大学院教育の在り方が経済的に分析されたことはなく、現在の法科大学院教育は国の構想どおり正しき方向へと進んでいるのか、また更なる教育改善のために今後どのような施策を展開していくべきか不透明な状態が続いている。そこで、本稿では法科大学院の教育成果の決定要因を明らかにする実証分析を試みることにした。

高等教育機関の教育成果を表す被説明変数の採択にあたり、「高等教育機関の効率性分析～日本の医学部における実証分析～」（妹尾（2007））を先行研究とした。妹尾（2007）は医学部の教育成果を医師国家試験合格率として、その決定要因をOLS（最小二乗法）回帰分析によって明らかにしている。これを参考に、本稿では法科大学院の教育成果を新司法試験合格率とすることにした。また、説明変数の採択にあたり、「教育の生産関数の推計～中高一貫校の場合～」（小塩・佐野・末富（2008））を先行研究とした。小塩・佐野・末富（2008）は学校教育の成果が入学時点における教育成果、教育の質を示す量的変数、教育の工夫を示す質的変数、学校属性といった4つの要素によって説明されることを理論的枠組みによって示している。これを参考に本稿では説明変数に、①入学時点における教育成果として、法科大学院統一適性試験志願者平均得点率、②教育の質を示す量的変数として、教員一人当たりの学生数、全教員数に占める実務家教員数、③教育の工夫を示す質的変数として、全開講科目数に占める法律基本科目群科目数割合、全開講科目数に占める実務基礎科目群科目数割合、④学校属性として、在籍学生数に占める未修者割合、国公立・私立大学ダミーを用いる。

分析結果より、在籍学生数に占める未修者割合が新司法試験合格率に負の影響を与えていることが分かった。そのことから、未修者教育の充実のため未修者人数・割合に応じた法科大学院補助金制度の設立、並びに入学前にWebを利用した未修者学習支援システムの構築を提言する。また、全開講科目数に占める実務基礎科目群科目数割合は新司法試験合格率に影響を及ぼしていないことが分かった。この結果を受け、認証評価機関による実務基礎科目履修状況調査の厳密化を提言する。

本稿では、データの制約上、クロスセクションデータで分析を行った。今後はパネルデータでより厳密な分析を試み、法科大学院が当初の崇高な理念を維持しつつ法曹界の更なる発展に寄与するための研究が蓄積されることを期待する。

【目次】

はじめに

第 1 章 現状・問題意識

- I 司法制度改革
- II 法曹養成制度改革
- III 問題意識

第 2 章 先行研究・理論

- I 先行研究
- II 本稿の位置付け
- III 理論的枠組み

第 3 章 分析・考察

- I 被説明変数
- II 説明変数
- III 分析モデル
- IV 分析結果
- V 考察

第 4 章 政策提言

- I 未修者補助金制度の設立・入学前 Web 学習支援システムの構築
- II 認証評価による法律実務基礎科目の履修状況調査の厳密化

第 5 章 結び

参考文献・データ出典

はじめに

近年、社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展している。内閣は国民経済を発展させることを目的とし、様々な分野における構造改革を推進してきた。このような社会の変化に伴い、司法が果たすべき役割も変化している。我々が自由かつ公正な社会で安心して生活するためには、その基礎となる司法の基本的制度が新しい時代にふさわしいものであることが不可欠であり、また司法の機能を更に充実させることが必要である。そこで、21世紀の日本社会を支える「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現を目指し、平成14年に司法制度改革推進本部が内閣に設置され、司法制度改革が推進されてきた。

司法制度改革の三本柱のひとつに法曹養成制度改革がある。これは法曹界の人的基盤を整備するための基本となる改革であり、具体的な取り組みとして、平成16年から法科大学院が設置され、平成18年から新司法試験制度が取り入れられた。法科大学院は「法曹養成のための中核的な教育機関」と位置付けられ、法曹に必要な知識・技能を身に付けると共に、実務の基礎的素養も習得することを目的としている。そして、新司法試験によって、その教育成果を確認するというステップを踏んでいる。

このように法科大学院、新司法試験と法曹養成制度改革が推し進められてきたが、新司法試験合格者数が受験者の3~4割に留まっていることや、合格率が著しく低い法科大学院が数多く存在するという事実があり、法科大学院教育の当初の目的が達成されているかどうかは疑問である。それにも関わらず、法科大学院教育の在り方はこれまで第三者評価機関による認証評価や個人的な意見書でしか議論されておらず、経済的な分析は行われていない。

そこで本稿では、法科大学院教育のどのような要因が教育成果に影響を及ぼしているのかという問題意識のもと、新司法試験合格率を被説明変数においた実証分析を行う。そして得られた結果から、法科大学院の充実した教育体制実現のために今後必要となる施策を提言する。

本稿の構成は以下の通りとなる。

第1章では、司法制度改革に伴う国の様々な取り組みを概観した後、法曹養成制度改革についての詳細を記述する。そして、本稿における問題意識を提示する。

第2章では、実際に教育成果の決定要因を実証的に分析した先行研究を2本紹介し、教育の生産関数に関する理論的枠組みを提示する。

第3章では、法科大学院の生産関数を推計し、OLS（最小二乗法）を用いた回帰分析を行った後、分析結果について考察を行う。

第4章では、考察をもとに①未修者補助金制度の設立と入学前Web学習支援システムの構築、②認証評価による実務基礎科目の履修状況調査の厳密化といった2つの政策提言を述べる。

第5章では、今後の課題と展望を述べ、本稿の結びとする。

第1章 現状・問題意識

I 司法制度改革

司法は国民の権利の実現を図るとともに、基本的人権を擁護し、更には安全な社会を維持するなど国民生活にとって極めて重要な役割を果たしている。日本社会が公正なルールの下で健全な発展を遂げるためには、司法機能の充実を図ることが不可欠であり、それらに力を入れて取り組むことは国の責務であるといえる。

裁判の訴訟・処理に関するデータとして当該年度に新たに受理した新受件数がある。平成3年から平成13年にいたるまでの新受件数の推移を見ると増加傾向にあることが分かる(図1)。また、平均審理期間の推移は平成13年までほぼ横ばいの状態が続いている(図2)。さらに、日本の法曹人口と諸外国の法曹人口を比較すると、日本における法曹人口は国際的に見ても極めて少ない水準にある。これらの事実から、今後とも国民のニーズに応じて充実した司法サービスを提供していくためには、我が国の司法制度を抜本的に見直し、制度的基盤と人的基盤の双方を強化していくことが求められるようになった。

こうした背景から、平成9年7月に内閣に設置された司法制度改革審議委員会は、平成13年6月に司法制度の根本的な改革に関する最終意見を公表した。司法制度改革の内容は、大きく分けて以下の3つである。

①国民の期待に応える司法制度

司法制度改革では、拡大する国民の法的ニーズに対応するため、裁判の迅速化と司法アクセスの拡充が目指されている。迅速化に関しては例えば民事において、第一審の裁判を2年以内に終わらせることを目標にし、そのために証拠収集手続きを拡充することや専門的な事件に関しては専門委員制度を導入することなどが盛り込まれている。このほか、知財高裁の創設¹なども審理期間を短縮させることに貢献している。司法アクセスの拡充についても、離婚などの人事訴訟を家庭裁判所で取り扱えるようにし、市民に最も身近な簡易裁判所が取り扱うことができる請求の上限を引き上げるなどの機能拡充のほか、裁判外紛争解決手段(ADR: Alternative Dispute Resolution²)の拡充・活性化など、様々な改革が進行中である。

②司法制度を支える法曹の在り方

司法制度を支える法曹の在り方に関しては、法曹人口の拡充計画という量的視点からの見直しと法曹養成制度改革という質的視点からの見直しが進められている。

法曹人口の拡充に関しては、平成13年における司法試験合格者数は約1,000人であったが、その後段階的に合格者を増加させていき、平成22年ごろまでには年間3,000人程度とすることを目標としている。前述したように日本における法曹人口は各国と比較した場合で

¹ 複雑化しやすい特許権に関する控訴や特許庁の審決に対する訴訟を専門的に取り扱う高等裁判所

² 公正な第三者が関与して、裁判によらず紛争を解決するための手段。

もきわめて低い水準にあり、これを引き上げることにより、先に述べた裁判の迅速化や司法アクセスの拡充にも資することが期待される。

法曹人口を拡充すると同時に、それらの法曹の質を維持、向上させることも重要である。そこで質の高い法曹を輩出することを目的として法曹養成制度改革が行われることになった。これは、従前の司法試験といういわば「点」の選抜で決まる制度から、法科大学院、司法試験、司法修習という相互に関係する包括的な「プロセス」全体において今まで以上に質の高い法曹を養成していくための改革である。

このほかにも弁護士の報酬に関して適正な競争が行われるよう透明化・合理化を推し進め専門性を強化すること、裁判官の人事評価の透明性・客観性を高めることなど、多くの改革が行われている。

③国民的基盤の確立

国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになるという考え方に基づく。例えば、より市民の感覚を反映させるための裁判員制度がある。他国ではすでに陪審制や参審制などを採用し、国民が訴訟手続に参加している。陪審制はアメリカで採用されている制度で、市民から無作為に選ばれた陪審員が裁判官とは独立して評決を行う。これは戦前の日本でも一時期導入されていた。参審制はドイツやフランスで採用されていて、裁判官と一緒に合議体を取って事実認定や判決を行う。日本で2009年5月から導入されることが決まった裁判員制度は、後者の参審制に類似した制度である。

これらの大きな動きを見せる司法制度だが、それらを支えるのはまさしく「人」であり、今後はこれまで以上に質量共に豊かな法曹が社会から希求されることになる。こうした、新しい時代を担う法曹を生み出していくための法曹養成制度改革、とりわけその中核に位置する法科大学院に着目して以下考察を行っていく。

II 法曹養成制度改革

現在の法曹人口は、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあるといえる。日本弁護士連合会が行ったアンケート調査では、弁護士費用の高さや弁護士への近寄りがたさといった理由から相談をすることを諦めてしまう人が相談者の4割以上にも及ぶということを明らかにしている¹。また、弁護士の数を増やし、地域的な偏りをなくすことによって日本人でも訴訟を積極的に活用するようになり、社会的な厚生を高めることができるということを実証分析によって明らかにしている研究もされている²。

このような事実から分かる潜在的な法的需要の大きさを考えると、法曹人口の大幅な増加が急務となっていることは明らかである。したがって、司法試験の合格者の増加に直ちに着手し、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況などを見定める必要がある。

また、従前は司法試験と司法修習の2段階で法曹を養成していたが、先に述べた法曹人口の大幅増加目標に対応するため、改革以後は司法試験の前段階に法曹専門教育に特化した専門職大学院である法科大学院を新たに創設し、法科大学院、司法試験、司法修習の3段階で法曹を養成することになった。そして、この法科大学院を「法曹の養成のための中核的な教育機関」として位置づけ、司法試験と司法修習は「法科大学院における教育との有機的連携

¹ 「市民の法的ニーズ調査報告書」日本弁護士連合会 弁護士業務総合推進センター（2008年6月）

² 「司法制度改革の経済分析」東京大学公共政策大学院（2006）

の下に行うべきもの」とした¹。従前は司法試験受験という「点」が法曹への唯一の関門として機能していたため、知識と理論に偏った予備校教育、受験競争激化の弊害や法曹専門教育の不在が指摘されていたが、新しい法曹養成制度は法科大学院での法曹専門教育を中核として司法試験・司法修習との有機的な連携を図ることで、「プロセス」としての法曹養成を実現することを理念して掲げている。

以下では、法科大学院、新司法試験、新司法修習について詳しく述べていく。

①法科大学院

法科大学院とは、学校教育法第六十五条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものである。「法曹養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと」とされている²。以下では、法科大学院の概要について詳しく述べていく。

・設置状況

法科大学院は平成 16 年度に 68 校が、平成 17 年度に 6 校が開設され、現在 74 校である(内訳：国立 23、公立 2、私立 49)。入学者は平成 16 年度が 5,767 人、平成 17 年度が 5,544 人、平成 18 年度が 5,784 人となっている。法科大学院のカリキュラムは 3 年制を原則としている³。しかし、入学者選抜試験において各法科大学院で法学既修者の水準にあると認められた場合、2 年で修了することもできる。一般に、3 年の課程を法学未修者コース、2 年の課程を法学既修者コースという。

・入学者選抜

法科大学院の入学者選抜は、法科大学院統一適性試験と法科大学院ごとの個別学力試験から成る。法科大学院適性試験には、大学入試センターが実施するもの(DNC 適性試験)と、日本弁護士連合会が実施するもの(JLF 適性試験)がある。両者は別々の日程で試験を行うため、両方を受験することが可能であり、DNC 適性試験と JLF 適性試験のどちらのスコアを採用するかは各大学院が決定する(表 1)。法科大学院の受験者は、受験するにあたって必ず適性試験のスコアを提出しなければならない。法科大学院適性試験は、判断力・思考力・分析力・表現力などの資質を試す試験内容となっている。法科大学院ごとの個別学力試験は、未修者コースにおいては小論文による筆記試験、既修者コースでは法律科目試験が課されるのが一般的である。さらに、学力試験に加えて面接試験を課す法科大学院も数多く存在する。

・授業内容

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分も併せて実施することとし、実務との架け橋を強く意識した教育を行うべきとされている。そのことを踏まえ各法科大学院では、法曹養成に特化した教育を行うという法科大学院の理念を実現するのにふさわしい体系的な教育課程が編成されている。法科大学院のカリキュラムは、①法律基本科目群(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法など)、②実務基礎科目群(法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、

¹ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律 第二条 第二項

² 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律 第二条 第一項

³ 専門職大学院設置基準第一八条 第二項

クリニック、エクスターンシップ¹など)、③基礎法学・隣接科目群(基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など)、④展開・先端科目群(労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法など)といった4つの科目群から構成されている。これまでの大学院の教育は、授業科目の授業(講義・演習・実習など)及び研究指導によって行うものとされているが、法科大学院の教育は、法曹養成に特化した実践的な教育であるため、授業科目の授業によって行うものとし、研究指導は修了要件としては要しないとすることが適当とされている。

・教員組織・学生の多様性

法科大学院の教員については、専任教員を12人以上置き、かつ専任教員1人当たりの学生収容定員を15人以下とすることが定められている。このほかにも、法科大学院ごとの開講科目に応じて必要な担当教員を置くことが求められている。さらに、法科大学院は法曹養成に特化して法学教育を高度化しつつ、理論的教育と実務的教育との架け橋を図るものであるため実務の経験を有する教員(実務家教員)の参加が不可欠であり、専任教員のうち相当数(2割以上)は、実務家教員とすることが望ましいとされている。実務家教員としては、多数の弁護士が就任しているほか、現職の裁判官や検察官も派遣教員として就任している。法科大学院に入学する学生については、社会人として経験を積んだ者を含め多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、入学者は学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、社会人にも広く門戸が開放されるべきであるとされている。具体的には、各法科大学院の入学者のうち、法学部以外の出身者または社会人経験者の占める割合が3割以上となるよう努力義務が課せられている。

・認証評価

各法科大学院は、その教育水準の向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者といった法科大学院に関し広く高い見識を有する者で構成される機関による継続的な第三者評価(認証評価)を5年に1回受ける義務が課されている。現在、法科大学院の認証評価機関は財団法人日弁連法務研究財団、独立行政法人大学評価・学位授与機構、財団法人大学基準協会の3つが存在している。(表1)評価される項目は、運営状況、入学者選抜の実施方法、教育体制、教育内容・カリキュラム、学習環境、成績評価・修了認定方法など多岐に渡っている。これらの認証評価機関から適格認定を受けられず設置基準に抵触している疑いがある場合には、国がその法科大学院の実態について法令違反状態に陥っていないかどうかを調査し、その結果、法令違反状態が明らかになったものについては、改善勧告、変更命令、認可取消などの措置を講ずることができる。また、各法科大学院は認証評価のみに留まらず、その教育活動などの状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を積極的に公表することが求められている。

②新司法試験

平成13年6月12日付け「司法制度改革審議会意見書」は、「司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである」とし、新しい法曹養成制度における新司法試験の位置づけ及び新司法試験の枠組みを示した。これを受けて、「司法試験法及び

¹ ローヤリング…依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、模擬体験をも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる。

クリニック…弁護士の監督指導の下に、法律相談、事件内容の予備的聴取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる。

エクスターンシップ…法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で研修を行う。

裁判所法の一部を改正する法律¹」及び、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律²」が制定された。これにより法的枠組みが整えられ、司法試験の形式と出題内容が大きく変更されることになった。新司法試験導入以前から実施されていた司法試験（旧司法試験）では、短答式、論文式、口述式の試験が個別に行われていたが、新司法試験では短答式と論文式の試験が連続した日程で行われ、合否は両者を総合して決定されることになった。なお、新司法試験の下では、口述試験が廃止されることになった。新司法試験は、法科大学院を修了した者のみが受験資格を有する試験となり、法科大学院を修了したものは、その後の最初の4月1日から5年度内に3回の範囲で受験することができる。また、新司法試験の導入により旧司法試験は平成22年まで新司法試験と並行して実施されるが、平成23年には完全に廃止され、その後は新司法試験に一本化されることになる。

また、司法試験の定義であるが、司法試験法では司法試験を「裁判官、検察官又は弁護士になる者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」と定義している。つまり、司法試験とは競争試験ではなく資格試験であることが法律上明記されているのである。しかしながら、旧司法試験は受験競争激化による事実上の競争試験となっていたことは否めない。これらの反省の中で、新司法試験の下では7～8割の合格率を目指し、法科大学院での教育内容を確実に身に付けることで資格を得られる試験となる予定であった。しかし、実際の合格率は3～4割にとどまっており、法科大学院、新司法試験ともに当初の目的を果たせていない現状があるとされている。

③新司法修習

司法修習とは、司法試験合格者が、裁判官、検事、弁護士になるべく、最高裁判所に設置された司法研修所で研修を受けるものである。この研修は、実務経験豊富な法曹である司法研修所教官の指導によって行われ、法律に関する理論と実務の場で必要な知識や技法及び裁判官・検察官・弁護士にふさわしい品位と能力を身に付けさせる教育を行うことを目的としている。

従来の司法修習（旧司法修習）は、まず弁護士事務所において、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の4分野について各3か月ずつの分野別実務修習を行い、その後司法研修所において前期・後期各2ヶ月の集合修習を実施するという、修習期間が1年4ヶ月にも及ぶものであった。しかし、新司法試験合格者の司法修習（新司法修習）については、分野別実務修習が各2ヶ月に短縮され、集合修習も前期修習が廃止され後期修習のみとなり、修習期間が1年に短縮された。この短縮は旧司法修習で行われていた実務教育の導入部分の教育を、すでに法科大学院で修了していることを前提としているためである。上記のように修習期間が短縮され、かつ修習生が合計1,500人から3,000人へと倍増するため、事件の流れを全体的に把握することが困難になるとともに、体験できる事件数が不十分になることが予想される。実務修習を中核とした新しい修習を効果的に実施するためにも、法科大学院において臨床法学教育などの実務を意識した教育を充実させ、司法修習との連携を強化することが重要である。

III 問題意識

これまで現状の項で、司法制度改革に伴う法曹養成制度の変更点などを概観してきたが、新たな法曹養成制度の中核を成す法科大学院教育の在り方が今後の法曹養成において極めて重要な役割を担っているといえる。しかしながら、近年の新司法試験合格者数は当初の予定を大きく下回ってしまったことや、合格率が著しく低い法科大学院が数多く存在すること

¹ 平成16年1月1日施行

² 平成15年4月1日施行

から、法科大学院の教育能力に疑問符が投げかけられることが多くなってきている。それにも関わらず、法科大学院教育の在り方はこれまで認証評価や個人的な意見書でしか議論されておらず、経済的に客観的な分析が試みられたことは筆者の知る限りでは無い。

そこで、本稿では法科大学院の教育成果を新司法試験合格率とし、法科大学院教育のどのような要因が教育成果に影響を及ぼしているのかということをも明らかにする実証分析を試みることにした。同時に、新司法試験内容と国が掲げる法科大学院教育内容との間で整合性が取れているのかを検証する。なぜなら法科大学院は実務と理論の架け橋として、また多様なバックグラウンドを持つ法曹を輩出していく教育機関として位置づけられており、このような国の構想を強く意識した教育を行っている法科大学院こそが、教育成果である新司法試験合格者を多く輩出できるようにすべきだからである。仮に、従来の予備校的な理論・知識に偏った教育や、未修者に比べ既修者の割合が高い法科大学院が大きな教育成果をあげることになっているのであれば、現在の法曹養成制度に関する政策提言を行う。

なお、本稿では教育成果を各法科大学院の新司法試験合格率としているが、当然ながらそれ以外の教育成果も存在する。その意味で、本稿は法科大学院教育が生み出しうる全ての成果を対象とするものではないことをここで断っておく。しかし、政策的な介入が大きい司法と教育にまたがる分野に関して客観的な分析を試みることには、社会的に非常に大きな意味があると考え、筆を進めていくことにする。

第2章 先行研究・理論

I 先行研究

教育をめぐる経済分析は、教育の「質」の違いが人的資本の蓄積や将来的な賃金水準などの教育成果にどれほど影響を及ぼすのかといったテーマをはじめとして、米国を中心に膨大な量に上っている。それらの実証分析では、通常の財やサービスの生産と同様に、生産関数を想定する。ただし、教育経済学の実証分析では生産関数のアウトプットとインプットを結びつける厳密な理論的モデルが存在するわけではない。そのため、教育の生産関数の推計にあたっては、教育の成果に関係すると思われる変数を説明変数に加えた実証分析がしばしば行われている。教育の成果には、学力テストの点数あるいは教育を受けた後に得られる賃金などが設定される。一方、教育の成果を規定する要因としては、生来備わっている能力、家庭・社会環境、学校教育の質などが挙げられる。

国外では、以上のような教育の経済学的視点による実証的研究が盛んに行われている。しかし、日本の場合、教育の生産関数を推計して教育の質と教育成果の関係を実証分析した研究は極めて少ない。この原因としては、学校の教育成果に対する見解が一樣ではなく、公共性の高い教育という分野では市場経済の概念が馴染まないこと、並びに教育に関する情報公開がこれまで極めて限定的であったことが考えられる。しかし、日本では国公立・私立に関わらず、高等教育機関に何かしらの税金が投入されているのは事実であり、国家の財政政策上からも教育成果を客観視することは必要不可欠である。

このように教育成果に関する実証分析が数少ない中で、注目される研究に「高等教育機関の効率性分析～日本の医学部における実証分析～」(妹尾(2007))が挙げられる。この研究では、大学医学部の教育環境(学生一人当たり教員数、学生一人当たり蔵書数など)が、医学部教育の成果である医師国家試験合格率にどの程度影響を及ぼしているのかをOLS(最小二乗法)により回帰分析し、教育環境は総じて有意な影響を及ぼさない一方、入学した学生の質(入学時偏差値)が強い影響を与えていることが示された。

さらに「教育の生産関数の推計～中高一貫校の場合～」(小塩・佐野・末富(2008))においては、中高一貫校の教育が大学合格実績にどのような影響を与えているのかを独自の生産関数を推計して実証分析を行っている。具体的には、大学合格実績を被説明変数とし、説明変数に入学時における教育成果、教育の質を示す量的変数、教育の工夫を示す質的変数、学校属性に関する変数を用いて、OLS(最小二乗法)により回帰分析を行っている。分析結果から、教育成果としての大学合格実績は、その学校に入学する生徒達の平均的な学力(偏差値)によってかなりの程度決定されることが示された。また各学校の取り組みの中で大学合格実績を統計的に明確な形で向上させることができるのは、総授業時間の引き上げだけであり、生徒一人当たりの教員数やクラス当たりの生徒数などの教育の質、あるいは様々な教育の工夫の効果は統計的に有意ではないことが示された。

II 本稿の位置付け

前述の通り、日本において今まで教育成果の実証分析はほとんど行われておらず、法科大学院に関しても同様の事がいえる。しかしながら、法科大学院の教育成果の決定要因を明らかにし、法曹養成制度改革が当初の目的に沿った成果を挙げているのかを確認することは、前述した財政政策上の視点のみならず、将来に渡って国が国民の権利として保証すべき司法サービスの充実を図り、社会的厚生を高めるという意味でも必要であるといえる。

幸いなことに今年で5年目を迎えた法科大学院はデータがある程度整備され、第3回目を迎えた新司法試験により各大学の取り組みが国家試験の合格率として結果に現れるようになり、教育成果の決定要因を明らかにするための分析が可能になった。

そのため本稿では、法曹養成制度改革の中心である法科大学院をよりよい教育機関にするため、前述した妹尾(2007)や小塩・佐野・末富(2008)の研究を参考に法科大学院の教育成果を新司法試験合格率とし、生産関数を推計しながら各法科大学院の教育の質と成果を客観的に検証していく。

III 理論的枠組み

まず、学校単位で教育成果を分析する理論的枠組みを考える。ここでは、Hanushek and Taylor (1990)、Hanushek (1992)、Ladd and Walsh (1992)、Taylor and Nguyen (2006)などに従い、第*i*学校に通う生徒が、ある教育過程の終了時点において平均的に挙げた教育成果を R_i として、

$$R_i = \alpha R_{0i} + \beta S_i + \gamma P_i + \varepsilon_i \cdot \cdot \cdot (1)$$

という、教育の生産関数を議論の出発点とする。被説明変数 R_i としては、全国共通の学力試験において各学校の学生が得た成績の平均値などが採用される。

説明変数について見ると、 R_{0i} は、いま問題にしている教育過程の開始時点において平均的に挙げていた教育成果、つまり初期能力を表す変数である。その学校に入学してくる学生がもともと優秀であれば、卒業時点の成績が良いのはある程度予想されることであり、その点を考慮しなければその学校の教育の質を正確に評価できないため、このような変数を採用する。

一方、 S_i は学校の教育の質や学校そのものの属性を示す変数群であり、以下では「教育環境要因」と呼ぶことにする。クラス規模や教員/生徒比率、男子校か女子校か、国公立か私立か、などがこの教育環境要因の代表例である。 P_i は、その学校に通う生徒（あるいはその親）の全体的・平均的な変数群であり、「子供・家庭要因」と呼ぶことにする。欧米での先行研究を見ると、特別な財政支援を得ている生徒の比率、人種構成、親の平均的な所得水準や社会的地位などが同要因として採用されている。 α 、 β 、 γ は推計される係数であり、 ε_i は誤差項である。また、教育成果をその教育期間に得られた付加価値として捉える先行研究も数多く存在する。その場合、(1) の両辺から R_{0i} を差し引いて、

$$R_i - R_{0i} = (\alpha - 1)R_{0i} + \beta S_i + \gamma P_i + \varepsilon_i \cdot \cdot \cdot (2)$$

が推計すべきモデルとなる。ただし、このように教育の付加価値を分析するためには、教育過程の開始及び終了時点における教育成果が比較可能でなければならない。しかしながら、日本においてはデータの制約上そのような比較が不可能な場合が多く、本稿でも同様のことがいえるため、(1) 式を参考に分析を試みることにした。

第3章 分析・考察

上記の妹尾（2007）と小塩・佐野・末富（2008）の研究とその理論的枠組みを踏まえて、本稿では法科大学院の教育成果の一つとして新司法試験合格率に着目し、法科大学院教育のどのような要因が教育成果に影響を及ぼすのか、また新司法試験内容と国が掲げる法科大学院教育内容との間で整合性が取れているのかを検証するために、クロスセクションデータを用いて OLS（最小二乗法）で回帰分析を行う。

本章ではまず分析で扱う変数の紹介、次に分析モデルの紹介、そして分析結果の提示の後、最後に分析結果に対する考察を述べる。

I 被説明変数

被説明変数には、妹尾（2007）の研究を踏まえて、法科大学院の教育成果として平成 19、20 年度の新司法試験合格率の平均値を用いた。これは法務省のホームページに掲載されている法科大学院別新司法試験の結果より収集した。また、推計上の理由から新司法試験合格率にロジスティック変換を行った。

II 説明変数

説明変数には、小塩・佐野・末富（2008）の研究を踏まえて、新司法試験合格率に影響を及ぼすと予想される①入学時点における教育成果、②教育の質を示す量的変数、③教育の工夫を示す質的変数、④学校属性といった 4 つの要因に関わる変数を用いた。なお、今回の分析では理論的枠組みの項で示した子供・家庭要因に関する変数については、残念ながら直接的な情報は入手出来なかった。

①入学時点における教育成果

- ・適性試験志願者平均得点率

LEC 東京リーガルマインドより提供していただいた平成 20 年度大学入試センター適性試験成績診断と日弁連適性試験成績診断より、各法科大学院を志願した者の大学入試センター適性試験と日弁連適性試験の総合成績平均点をそれぞれ得点率に加工し、それらの得点率の平均値を用いた。適性試験は全ての法科大学院の入学選抜時に提出することが義務付けられているため、入学時点における教育成果の代理変数として用いた。

②教育の質を示す量的変数

- ・教員一人当たり在籍学生数

各認証評価機関の評価報告書及び各法科大学院に問い合わせることによって収集した在籍学生数の値を、各法科大学院のホームページから収集した全教員数の値で除した値を用いた。法科大学院では少人数教育の推進が望まれているが、実際に少人数教育の程度によって

新司法試験合格率が影響されるのかを観察するために、少人数教育の代理変数としてこの変数を用いた。

- ・全教員に占める実務家教員割合

『弁護士白書 2007 年版』（日本弁護士連合会）から収集した各法科大学院の実務家教員数の値を、各法科大学院のホームページから収集した全教員数の値で除した値を用いた。法科大学院は実務家教員をおおむね 2 割以上とすることが規定されているが、実務家教員がいることで質の高い授業を提供し、新司法試験合格率に影響を与えているのかを観察するために、教育の質を表す指標としてこの変数を用いた。

③教育の工夫を示す質的変数

- ・全開講科目数に占める法律基本科目群科目数割合
- ・全開講科目数に占める実務基礎科目群科目数割合

各法科大学院のホームページを基に収集した法律基本科目群科目数、実務基礎科目群科目数をそれぞれ全開講科目数で除した値を用いた。法科大学院は各々創意工夫の教育カリキュラムで運営しているため、各科目群科目数割合は法科大学院教育の工夫を示しているといえる。

④学校属性

- ・在籍学生数に占める未修者割合

各法科大学院に問い合わせることによって集計した平成 19 年度の各法科大学院の未修者数の合計を在籍学生数合計で除した値を用いた。各法科大学院の定員は国によって規定されているが、未修者コースと既修者コースそれぞれの募集人数は各法科大学院の裁量によるため、学校属性を表す指標として用いた。

- ・国公立・私立大学ダミー

法科大学院の属性として国公立大学なのか、あるいは私立大学なのかという違いが、新司法試験合格率にどのような影響を及ぼすのかを観察するために国公立・私立大学ダミーを入れた。

データの欠損が多く、最終的にサンプル数は 62 となった。各データの基本統計量は表 2 に掲載する。

III 分析モデル

分析モデルは以下のものを用いる。

$$Y = \alpha + \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 + \beta_3 X_3 + \beta_4 X_4 + \beta_5 X_5 + \beta_6 X_6 + \beta_7 D + \varepsilon_i$$

Y : 新司法試験合格率

α : 定数項

$i = 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7$

X_1 : 適性試験志願者平均得点率

X_2 : 教員一人当たりの学生数

X_3 : 全教員に占める実務家教員割合

X_4 : 全開講科目数に占める法律基本科目群科目数割合

X_5 : 全開講科目数に占める実務基礎科目群科目数割合

X_6 : 在籍学生数に占める未修者割合

D : 国公立・私立大学ダミー

ε : 誤差項

またこの分析にあたっては計量ソフト Eviews6.0 を用いる。

IV 分析結果

Eviews6.0 を用いて分析した結果、分析モデルが以下のように推計された。

$$\begin{aligned} Y = & -5.07195585213 + 7.89627308497 X_1 + 0.0349729341683 X_2 \\ & - 0.952613364593 X_3 + 0.83161313254 X_4 - 0.367120161968 X_5 \\ & - 1.45692347078 X_6 + 0.149338402509 D \end{aligned}$$

このモデルの自由度修正済み決定係数は 0.575225 となった。またこのモデルの有意性を調べるために F 検定を行った。このときの帰無仮説は、

$$H_0 : \beta_1 = \beta_2 = \beta_3 = \beta_4 = \beta_5 = \beta_6 = \beta_7 = 0$$

である。

検定の結果、このモデルの F 値は 12.80077 となり、有意水準 1% で帰無仮説 H_0 は棄却される。またこのモデルの誤差項に不均一分散が生じていないかを White の手法を用いて検定した。このときの帰無仮説は、

$$H_0 : \text{誤差項に不均一分散は生じていない}$$

である。

検定の結果、帰無仮説が棄却されなかったため、誤差項に不均一分散が生じているとはいえないことが分かった。よってこのモデルは統計的に意味のあるものだといえる。

上記の分析より、7 つの変数のうち、有意水準 1% で適性試験志願者平均得点率が統計的に正に有意、有意水準 5% で在籍学生数に占める未修者割合が統計的に負に有意、有意水準

10%で全教員に占める実務家教員割合が統計的に正に有意となった。また詳細な推定結果については表3を参照されたい。

V 考察

以上の分析結果をもとに、考察を行う。

①入学時点における教育成果

入学時点における教育成果として用いた適性試験志願者平均得点率は新司法試験合格率に対して正の影響を与えていることが分かった。これは新司法試験の合格に関しては、もともとの学生の能力が重要であるということを示している。なおこの結果は、先行研究の妹尾(2007)や小塩・佐野・末富(2008)と同様の結果である。

②教育の質を示す量的変数

教育の質を示す量的変数として用いた全教員に占める実務家教員割合は、新司法試験合格率に対して正の影響を与えていることが分かった。これは実務家教員の割合が大きい法科大学院ほど学生が理解しやすい授業を実施できていることを示唆している。実務家を積極的に登用するように法科大学院に働きかける国の方針は法科大学院教育の充実に繋がっており、今後とも実務家教員を増やしていくことが望まれる。

③教育の工夫を示す質的変数

教育の工夫を示す質的変数として用いた全開講科目数に占める実務基礎科目群科目数割合は、新司法試験合格率に対して影響を与えていないことが分かった。つまり、法科大学院で重要視されている実務的な教育内容と新司法試験の出題内容が有機的連携を図れていないことを意味している。この結果は、今後司法試験合格を目指す学生の実務的な授業を履修するインセンティブを低下させることを示唆している。さらに、法科大学院側の実務的な授業を充実しようとするインセンティブも低下させ、理論と実務の架け橋となるべき法科大学院教育を歪める可能性がある。今後とも法曹の質を維持していくために、実務授業に関して法科大学院の開講状況や学生の履修状況を細かく観察することが必要である。

④学校属性

学校属性として用いた在籍学生数に占める未修者割合は、新司法試験合格率に対して負の影響を与えていることが分かった。これは法科大学院の未修者割合が高くなるほど新司法試験合格率は低下することを示している。つまり法科大学院の未修者教育が現時点では不十分であると考えられ、今後多様なバックグラウンドを持った法曹を養成するために、未修者教育を充実させる制度の構築が必要である。

第4章 政策提言

前章までは、法科大学院における教育成果の決定要因を検証し、国の司法制度改革構想に沿った法科大学院教育の在り方を探るため実証分析及びその結果の考察を行ってきた。以下では、前章の考察を受け、①未修者補助金制度の設立・入学前 Web 学習支援システムの構築、②認証評価による実務基礎科目の履修状況調査の厳密化という 2 つの提言を行う。

I 未修者補助金制度の設立・入学前 Web 学習支援システムの構築

分析より、法科大学院の未修者割合が高いほど新司法試験合格率は低下することが分かった。各法科大学院にとって新司法試験合格率を上げることは大きな目標であるため、合格率を向上させるために今後未修者割合を下げる法科大学院が現れることも考えられる。しかし、仮にそのようになれば、「多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出していく」という国の目的と乖離してしまう可能性がある。そこで我々は、各法科大学院が未修者を幅広く受け入れるためのインセンティブとなるような制度を今後構築することが必要であると考え、法科大学院の未修者受け入れ人数・割合に応じた補助金政策を提言する。

現在、法科大学院に対して行われている財政支援として、教育内容・方法の充実など優れた取り組みを行う法科大学院に対する「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム¹」への補助や私立法科大学院に対する「私立大学教育研究高度化推進特別補助²」が挙げられる。ただし、特に未修者教育の充実を促すような補助金は存在しない。

この現状を受けて、法科大学院が腰を据えて未修者を指導できるよう、補助金体系を見直すべきであると考え。具体的には、学生数に占める未修者割合、学校規模を考慮して、未修者を受け入れる教育体制が整っている法科大学院に対してより多くの補助金を振り分ける制度を設立する。これは限られた財源を効率よく配分することに加え、法律知識のない未修者教育の負担が大きい法科大学院を援助することが目的である。また、補助金の給付対象は各大学法人であるが、各大学法人はその給付金を法科大学院のみに拠出することを前提とし、それらの補助金は、国または認証評価機関への支出内容の報告義務を課した上で、各法科大学院の裁量で用途を決定できるようにする。補助金の用途を特定しないことにより、法科大学院の状況に応じて教員の雇用、蔵書の購入、施設の充実など、予算の制約がある事業部門を補うことができる。したがって、未修者がより充実した教育サービスを受用することができ、未修者の獲得に力を入れている法科大学院の合格率の向上に繋がると考える。

ただし、このような財政面の補助だけでは、未修者の新司法試験合格率上昇への対策として十分であるとは言い難い。法律知識に乏しい未修者が新司法試験合格を目指す際、わずか 3 年という学習期間の制約が大きいことも考えられるため、未修者の時間的制約にも配慮する必要がある。そこで、法科大学院への入学が決まった未修者に対して、入学前に Web を利

¹ 専門職大学院における教育水準の向上を図るための文部科学省のプログラム。専門職大学院と関係する業界団体などが積極的に連携し、各分野の人材ニーズに即した教育の質の向上に寄与する先導的な取組について行われる重点的な支援。

² 文部科学省の私学助成制度の 1 つ。我が国の高等教育機関の大部分を占める私立大学等における研究基盤の整備及び研究機能の高度化のために行われる重点的・総合的な支援

用した学習支援システムを提供することを推進する。このシステムは、法科大学院が未修者でも理解できる内容にしぼって Web 授業を提供し、学生が任意で利用できるものとする。

この施策を行うことにより、学生は約 4 ヶ月前倒しで学習を始めることが可能となるため、新司法試験までの時間的制約が緩和される。同時に、一部ではあるが、入学後の具体的な学習内容を事前に把握することで、法律学の勉強の仕方が早期に身に付けられる。そして、事前に学習を始めたいという意欲ある学生をバックアップすることもできる。現在いくつかの法科大学院では、入学後の取り組みではあるものの、学生に対して自主学習支援や学習の進捗状況把握のための「e ラーニング」など、Web を活用した取り組みがなされている。また、日本大学法科大学院では、「未修者を徹底的に鍛える」という目標のもと、入学前に法学入門講座を開講している。これらの取り組みは、Web を利用した入学前の未修者支援に大いに参考になると考えられる。

II 認証評価による実務基礎科目の履修状況調査の厳密化

分析より、実務基礎科目群が新司法試験合格率に影響を与えないことが確認された。このことは、法科大学院で学ぶ学生が実務基礎科目を履修するインセンティブを下げ、理論だけでなく実務も重視する法科大学院教育を歪める可能性を示唆している。実際、実務基礎科目群ではローヤリング、エクスターンシップ、模擬裁判などの臨床法学教育を中心として、司法修習の前提となる実務を学習できるが、新 60 期司法修習生に行ったアンケート調査¹によると、修習生の約半数が法科大学院で臨床法学教育を受講していない。(図 4) また、訴状、答弁書、弁論要旨、起訴状、判決などの起案を行う講座を受講したにもかかわらず、実際に行った起案が 0 件という回答が目立っている。さらに、新 60 期司法修習生の指導担当者は、修習生の起案能力不足を指摘している²。司法修習において起案能力は必要最低限であることを考えると、法科大学院の学生は必ずしも実務基礎科目を十分履修しているとはいえない。現状の項でも述べたように、法曹養成制度改革では法科大学院教育に旧司法修習で行っていた実務修習の導入部分を取り入れることになっており、司法修習の期間は 1 年 4 ヶ月から 1 年に短縮される。そのため、現在の法曹養成制度では法曹に必要とされる実務的能力を不足なく習得することは難しく、司法サービスの質が維持されないおそれがある。新司法試験の出題内容を、より法科大学院の実務的教育に沿ったものにすることが今後必要であると考えられるが、ペーパーテストで実務を考慮するには限界があると考えられる。そこで、第三者評価機関である認証評価機関が実務基礎科目、とりわけ臨床法学教育の履修状況をより詳しく調査し、各法科大学院に対して臨床法学教育を必修要件とする義務を課すことなども視野に入れて厳密に評価することを提言する。つまり、認証評価機関が各法科大学院に臨床法学教育の履修状況の開示を求め、法科大学院により踏み込んだアドバイスを行えるようにする。

認証評価機関の 1 つである日弁連法務研究財団によると³、理論教育と実務教育との架け橋を意識した授業が実施されていることを認証評価基準とし、開講科目についてもある程度規定している。しかし、臨床法学教育に関する科目については実施形態や内容について基準が確立していないため、法科大学院が授業を開講しているかどうかを評価するに留まっており、学生の履修状況までは評価できていない。さらに同財団によると、学生の履修科目が過度に偏らないように配慮し、開設科目の適切な設定や履修指導の実施を法科大学院側に求めている。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで 6 単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで 4 単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科

¹ 「法科大学院教育と司法修習との連携についてのアンケート」日本弁護士連合会 司法修習委員会

² 「法科大学院における実務基礎教育の現状と課題—シラバス調査の結果から見えてくるもの—」日本弁護士連合会 法曹養成対策室報第 3 号

³ 「法科大学院評価基準—解説」日弁連法務研究財団 (2006 年 8 月)

目の合計で 33 単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分などが工夫されているか評価している。しかしこの基準では、実務基礎科目を最低 6 単位取得すれば要件を満たすことになり、必ずしも学生が臨床法学教育科目を履修する必要はない。前述の通り、修習生は臨床法学教育の履修が概して不十分であることに加えて、司法修習の現場からは修習生の能力を不安視する声もある。以上より、臨床法学教育の評価の現状は、「プロセス」としての法曹養成制度の観点から問題であるといえる。

認証評価で期待される効果として、結果公開による社会的強制力が挙げられる。結果は法科大学院受験生・学生の就職先となる法律事務所・マスコミが Web 上で自由に閲覧できるため、法科大学院にとって無視できないものとなる。より高い評価を得ようと法科大学院間で競争原理が働き、教育活動などの充実に繋がることが期待される。認証評価に対する提言は法科大学院教育を改善する大きな原動力となるであろう。

第5章 結び

本稿では法科大学院の教育成果の決定要因を明らかにするため、法科大学院における生産関数を推計し、実証分析を行った。日本において法科大学院の実証分析を行った研究は、筆者の知る限りでは本稿が初めてである。教育や司法といった分野を経済学で分析することには、さまざまな議論がなされているが、これらの分野に関して実証的に研究することは今後の日本社会の健全なる発展のために必要であるといえる。

しかしながら、今回の研究には課題も残されている。本稿ではデータの制約上、クロスセクションデータを用いた分析を行ったが、更に厳密な分析を行うためにはパネルデータの整備が望まれる。また、新司法試験合格率を法科大学院の教育成果として扱ったが、当然それ以外の教育成果も存在する。新司法試験合格率以外の指標を用いた多方面からのアプローチによって法科大学院を分析していくことも今後必要である。そのために、国や各法科大学院は学生数や学生の履修状況、法科大学院の独立した財務状況などの詳細なデータを整理し、より一層の情報公開に努めることが求められる。

最後に、今後法科大学院をはじめ司法制度に関する研究がますます蓄積され、様々な施策に取り組んでいくことで、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」が実現することを願ってやまない。

参考文献・データ出典

《先行論文》

- 妹尾渉 (2007) 「高等教育機関の効率性分析～日本の医学部における実証分析～」『平成国際大学論集』2007 No.11 pp.59-72.
 小塩隆士・佐野晋平・末富芳 (2008) 「教育の生産関数の推計～中高一貫校の場合～」『神戸大学経済学部 Discussion Paper』

《参考文献・ホームページ》

- Hanushek, Eric. A. “Publicly provided education,” in Handbook of Public Economics, Vol. 4, eds. 15 by A. J. Auerbach and M. Feldstein, NorthHolland, 2002, pp. 2045-2141.
 Hanushek, Eric. A. and Lori L. Taylor. “Alternative assessments of the performance of schools :measurement of state variations in achievement, Journal of Human Resources, 1990, 25 (2) , pp. 179-201.
 Ladd, Helen F. and Randall P. Walsh. “Implementing value-added measures of school effectiveness: getting the incentives right,” Economics of Education Review, 1992, 21 (1) , pp. 1-21.
 Taylor, Jim and Anh Ngoc Nguyen. “An analysis of the value added by secondary schools in England: Is the value added indicator of any value?” Oxford Bulletin of Economics and Statistics, 2006, 68 (2) , pp. 135-260.
 日本弁護士連合会 弁護士業務総合推進センター (2008) 『市民の法的ニーズ調査報告書』
 東京大学公共政策大学院 事例研究 (マクロ経済政策Ⅱ・解決策分析) (2006) 「司法制度改革の経済分析 法曹拡大政策は司法サービスを充実させるか」
 文部科学省 中央教育審議会答申 (2002) 「法科大学院の設置基準等について」
 中西一裕 (2006) 『法曹養成制度改革の現状と課題』日本弁護士連合会 法曹養成対策室報第2号
 日本弁護士連合会 司法修習委員会 (2007) 『法科大学院教育と司法修習との連携についてのアンケート』
 岡庭幹司 (2008) 『法科大学院における実務基礎教育の現状と課題—シラバス調査の結果から見えてくるもの—』日本弁護士連合会 法曹養成対策室報第3号
 日弁連法務研究財団 (2008) 『法科大学院評価基準—解説』
 裁判所ホームページ 『司法統計年報』
 (<http://www.courts.go.jp/sihotokei/nenpo/pdf/845A5D36086F96E749256B6900314F8B.pdf>
)
 判例調査会 『裁判所データブック 2003』
 司法制度改革推進本部ホームページ
 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html>)
 小塩隆士 (2002) 『教育の経済分析』日本評論社
 小塩隆士・妹尾渉 (2003) 「日本の教育経済学：実証分析の展望と課題」『ESRI Discussion Paper Series No.69』

《データ出典》

法務省 新司法試験の結果について (<http://www.moj.go.jp/SHIKEN/index2.html#01>)

日本弁護士連合会『弁護士白書 2007年度版』

(http://www.nichibenren.or.jp/ja/publication/books/data/hakusyo_tokusyu2.pdf)

大学評価・学位授与機構 法科大学院認証評価結果

(http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/houka/hyouka/h19/index.html)

日弁連法務研究財団 法科大学院認証評価結果

(http://www.jlf.or.jp/work/dai3sha_find.shtml)

大学基準協会 法科大学院認証評価結果

(http://www.juaa.or.jp/accreditation/law/result_2007.html)

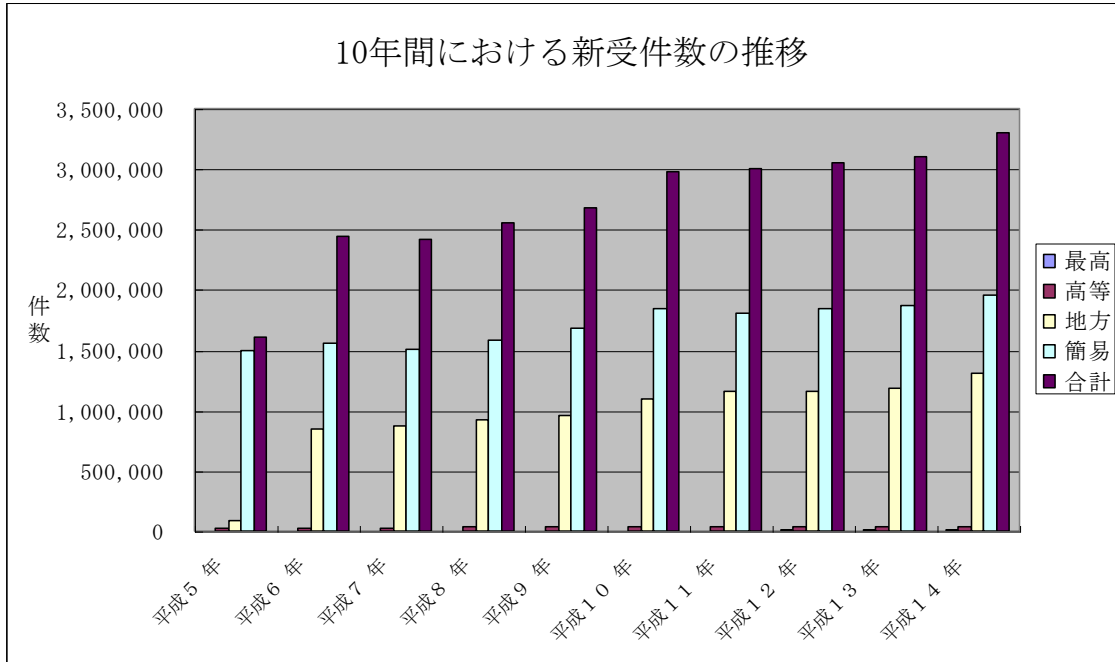
各法科大学院ホームページ

LEC 東京リーガルマインド 平成 20 年度大学入試センター適性試験成績診断

LEC 東京リーガルマインド 平成 20 年度日弁連適性試験成績診断

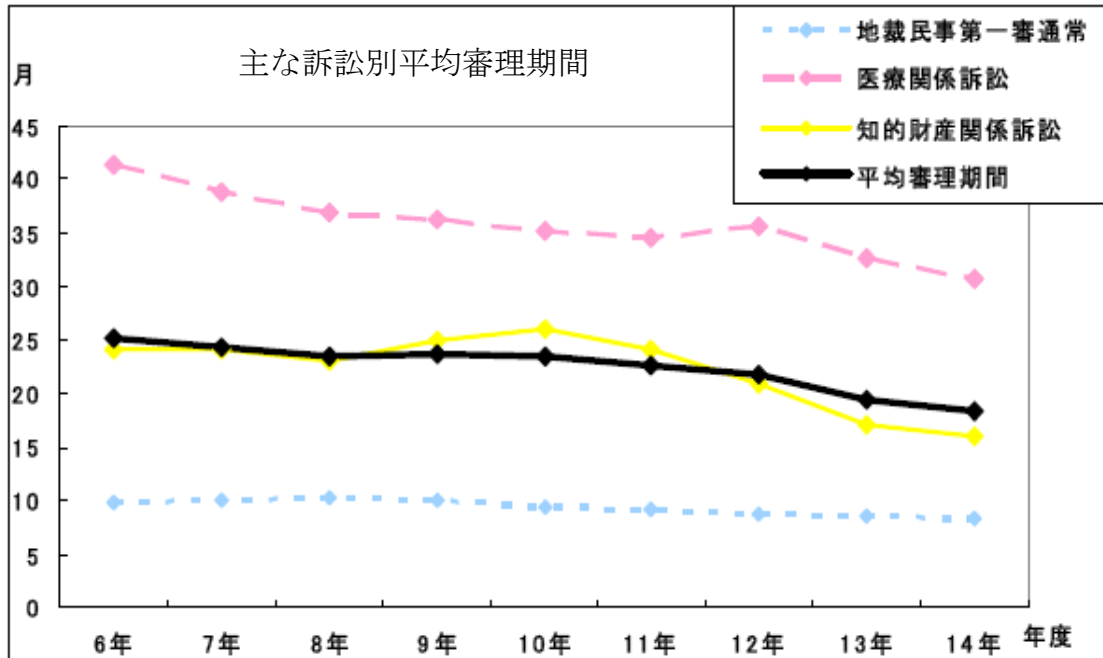
【図表】

図 1：10 年間にわける新受件数の推移



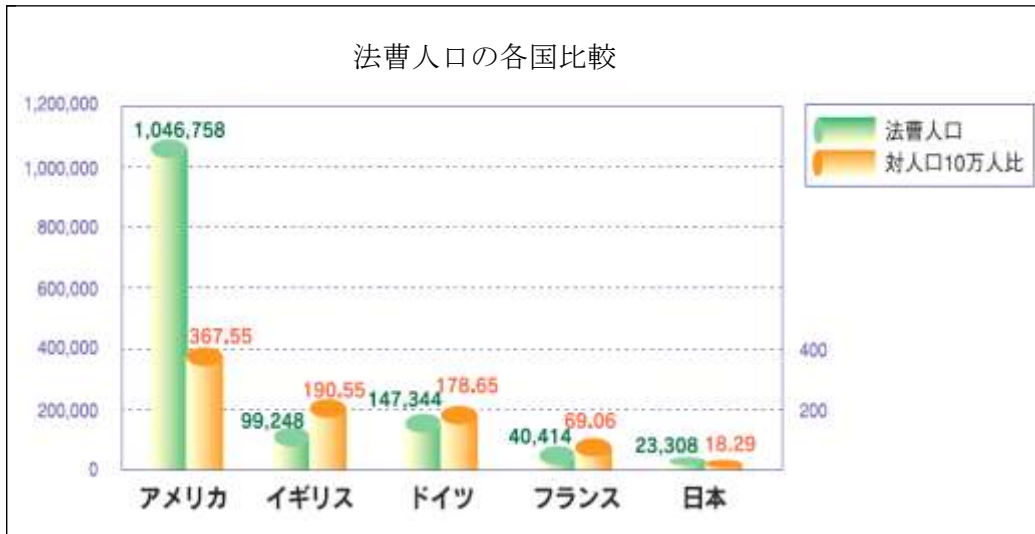
出典：最高裁判所事務総局「司法統計年報」

図 2：主な訴訟別平均審理期間



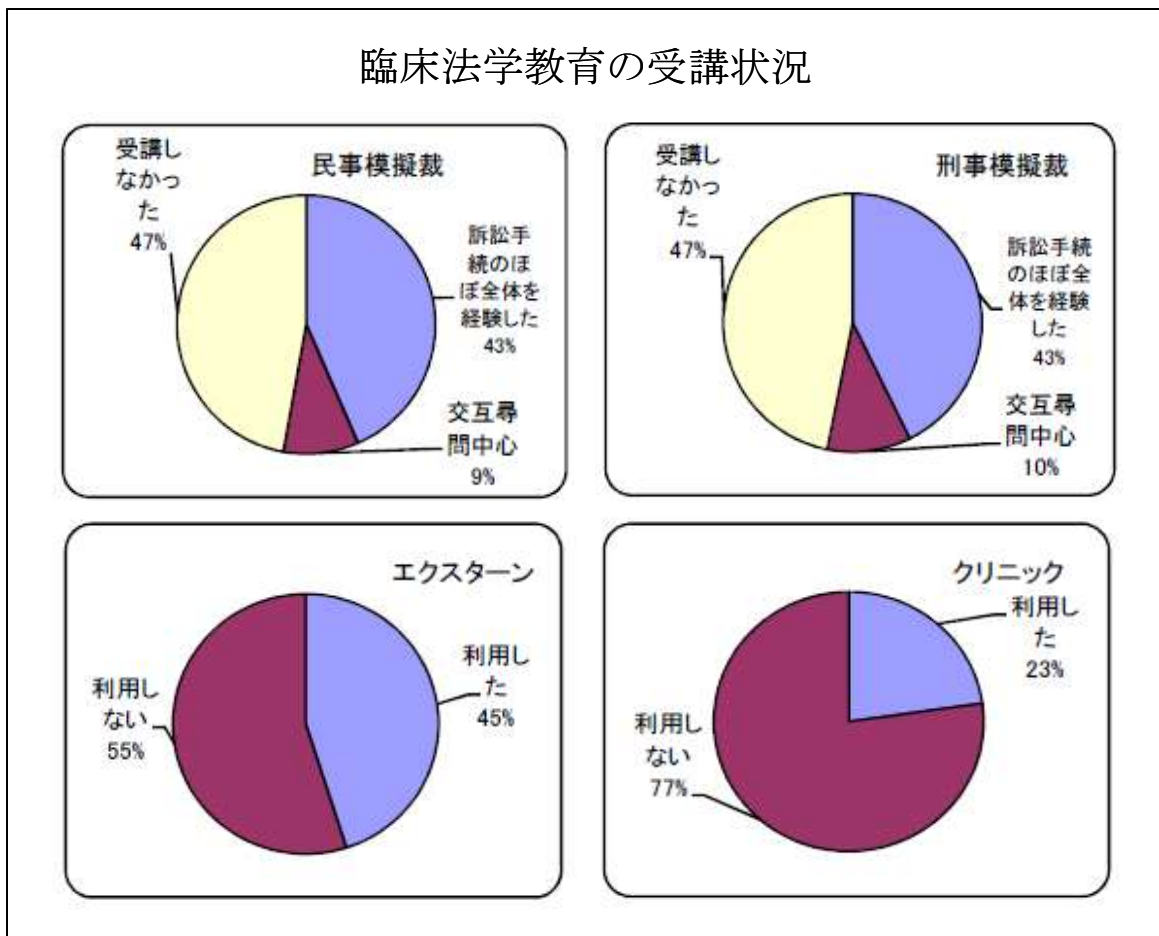
出典：裁判所事務総局行政局 HP

図 3：法曹人口の各国比較



出典：裁判所データブック 2003

図 4：臨床法学教育の受講状況



出典：日本弁護士連合会 司法修習委員会

表 1：法科大学院入試時の「法科大学院統一適性試験」等利用状況

法科大学院設置校	【適性試験】		【法学既修者試験】			法科大学院設置校	【適性試験】		【法学既修者試験】		
	JLF・DNC 選択	JLF 考慮	必須	選択	考慮		JLF・DNC 選択	JLF 考慮	必須	選択	考慮
国立	北海道大学	○			○	成蹊大学	○			○	
	東北大学	○			○	専修大学	○			○	
	千葉大学	○				創価大学	○			○	
	筑波大学	○			○	大東文化大学	○				
	東京大学	○				中央大学	○			○	
	一橋大学	○				東海大学			○		
	横浜国立大学	○				東洋大学	○				
	信州大学	○				日本大学	○			○	
	新潟大学	○			○	法政大学		○		○	
	金沢大学	○				明治大学	○		○		
	静岡大学	○				明治学院大学	○			○	
	名古屋大学	○				立教大学	○			○	
	京都大学					早稲田大学	○			○	
	大阪大学	○				神奈川大学	○			○	
	神戸大学					関東学院大学	○		○		
	島根大学	○				桐蔭横浜大学	○				
	岡山大学			○		山梨学院大学	○			○	
	広島大学		○			愛知大学	○			○	
	香川・愛媛大学	○			○	愛知学院大学	○				
	九州大学	○				中京大学	○		○		
熊本大学	○			○	南山大学	○					
鹿児島大学	○				名城大学	○			○		
琉球大学	○				京都産業大学	○			○		
公立	首都大学東京	○				同志社大学	○				
	大阪市立大学					立命館大学	○			○	
私立	北海学園大学	○			○	龍谷大学	○				
	東北学院大学	○				大阪学院大学	○			○	
	白おう大学	○		○		関西大学	○		○		
	大宮法科大学院	○				近畿大学					
	駿河台大学	○				関西学院大学	○				
	獨協大学	○				甲南大学	○				
	青山学院大学	○		○		神戸学院大学	○				
	学習院大学	○			○	姫路獨協大学	○		○		
	慶應義塾大学	○			○	広島修道大学	○				
	國學院大学	○			○	久留米大学	○			○	
	駒澤大学	○			○	西南学院大学	○			○	
	上智大学	○			○	福岡大学	○				

出典：財団法人 日弁連法務研究財団

表 2：基本統計量

変数名	平均	中央値	最大値	最小値	標準偏差	歪度	尖度	合計
適性試験志願者平均得点率	0.578126	0.57684	0.661702	0.487333	0.043672	-0.055432	2.235234	42.78134
教員一人当たり学生数	3.109368	3.038462	6.586538	0.526316	1.266404	0.48775	2.785662	220.7651
全教員に占める実務家教員割合	0.365289	0.346154	0.939394	0.095238	0.143675	1.155168	5.752439	26.66608
全開講科目数に占める法律基本科目群科目数割合	0.356953	0.368938	0.512195	0.119318	0.084599	-0.43565	2.872952	26.4145
全開講科目数に占める実務基礎科目群科目数割合	0.120774	0.117647	0.269231	0.042553	0.03833	1.111689	6.168184	8.93724
在籍学生数に占める未修者割合	0.799552	0.914439	1	0.361868	0.218268	-0.788815	2.055156	51.97086
国公立・私立大学ダミー	0.337838	0	1	0	0.476201	0.685714	1.470204	25

表 3：推定結果 (サンプル数 62)

変数名	係数	t 値
適性試験志願者平均得点率	7.896273	3.681287***
教員一人当たり在籍学生数	0.034973	0.635915
全教員に占める実務家教員割合	0.831613	1.889004*
全開講科目数に占める法律基本科目群科目数割合	-0.36712	-0.435148
全開講科目数に占める実務基礎科目群科目数割合	-1.456923	-0.91553
在籍学生数に占める未修者割合	-0.952613	-2.516257**
国公立・私立大学ダミー	0.149338	0.955149

***1%水準 **5%水準 *10%水準